

金沢市歴史的建造物等伝統技術活用促進事業費補助金交付要綱

(令和7年3月24日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、伝統技術に裏打ちされた質の高い修理・修復及び修理・修復された資産の価値向上と長寿命化の実現並びに伝統構法採用による施工費増高分の所有者等の負担軽減を図るため、金沢市歴史的建造物等伝統技術活用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例に基づく補助金交付要綱 次に掲げる要綱をいう。

ア 金沢市伝統的建造物群保存地区保存整備事業費補助金交付要綱（平成13年告示第161号）（環境整備事業に係る部分を除く。）

イ 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例に基づく補助金交付要綱（平成21年10月1日決裁）（伝統的寺社建造物修復事業に係る部分に限る。）

ウ 金沢市こまちなみ保存条例に基づく補助金交付要綱（平成6年4月1日決裁）（こまちなみ保存団体育成事業に係る部分を除く。）

エ 金澤町家再生活用事業補助金交付要綱（平成22年4月1日決裁）

(2) 条例に基づく補助金 条例に基づく補助金交付要綱に基づく補助金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、条例に基づく補助金の交付を受ける者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 条例に基づく補助金のうち、いずれかの交付を受けるための要件を満たしていること。

(2) 金沢職人大学校設置条例（平成8年条例第42号）第3条の規定により行われる同条第1号に掲げる事業のうち、金沢に残る伝統的で高度な職人の技の伝承及び保存のための人材の育成を図るための講座として市長が認める講座を修了した者（以下「金沢

職人大学校修了者」という。)が行う事業であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、条例に基づく補助金交付要綱に定める対象工事等に要する経費(金沢市伝統的建造物群保存地区保存整備事業費補助金交付要綱にあっては病虫害の防除の工事及び防災上必要な設備の整備に要する経費を、金沢市こまちなみ保存条例に基づく補助金交付要綱にあっては防災施設の整備工事に要する経費を除く。)とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助事業ごとに補助対象経費に100分の5を乗じて得た額(この額に10,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、当該補助事業に係る条例に基づく補助金に限度額の定めがある補助事業にあっては、当該限度額に10分の1を乗じて得た額を超えないものとする。)を合計した額とし、その額は、500,000円を超えないものとする。

(申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて市長が別に定める申請書(以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、交付申請書及び添付書類は、条例に基づく補助金交付要綱に規定する申請書及び添付書類と兼ねることができるものとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 補助事業実施に要する経費に係る見積書
- (3) 工事着手前の写真
- (4) 補助事業を行った者が金沢職人大学校修了者であることを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定等)

第8条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その旨を市長が別に定める通知書により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付の対象とならない旨を通知するときは、その理由を記載しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を添えて市長が別に定める補助事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）により市長に報告しなければならない。ただし、実績報告書及び添付書類は、条例に基づく補助金交付要綱に規定する実績報告書及び添付書類と兼ねることができるものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 支払を証する書類の写し
- (3) 工事完了後の写真
- (4) 金沢職人学校修了者従事報告書
- (5) その他市長が必要があると認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査の上、補助金の額を確定する。

2 市長は補助金の額を確定したときは、速やかに市長が別に定める補助金確定通知書により、その額を通知するものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に着手した補助事業について適用する。

2 令和6年能登半島地震により被災した建築物等の復旧のために必要な事業については、この要綱の規定は適用しない。